ねんきん インフォメーション

令和6年度版

NENKIN INFORMATION

国民年金に加入する方	2ページ
国民年金保険料の額と納め方	4ページ
国民年金保険料の納付が困難なときは	6ページ
●保険料免除制度	6ページ
●納付猶予制度	8ページ
●学生納付特例制度	10ページ
在外邦人と在日外国人	13ページ
老齢基礎年金	14ページ
60歳台前半の老齢厚生年金の支給開始年齢	17ページ
障害基礎年金	18ページ
●特別障害給付金	19ページ
遺族基礎年金	20ページ
第１号被保険者の独自の給付	21ページ
第３号被保険者と届出	22ページ
年金の相談先と年金の請求先	23ページ
国民年金の届出	24ページ

年金相談に関する一般的なお問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ

☎ 0570-05-1165　050で始まる電話からは ☎ 03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

●月　曜　日　午前8時30分から午後7時　●火曜日から金曜日　午前8時30分から午後5時15分

●第2土曜日　午前9時30分から午後4時

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで相談をお受けします。

※休日、祝日（第2土曜を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

川　崎　市

国民年金に加入する方

INFORMATION

国民年金に必ず加入しなければならないのは、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方たちです。

加入者（被保険者）は３タイプ さて、あなたは

加入者は職業などにより3タイプに分かれており、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が異なります。

国民年金に加入する方	2ページ
国民年金保険料の額と納め方	4ページ
国民年金保険料の納付が困難なときは	6ページ
●保険料免除制度	6ページ
●納付猶予制度	8ページ
●学生納付特例制度	10ページ
在外邦人と在日外国人	13ページ
老齢基礎年金	14ページ
60歳台前半の老齢厚生年金の支給開始年齢	17ページ
障害基礎年金	18ページ
●特別障害給付金	19ページ
遺族基礎年金	20ページ
第１号被保険者の独自の給付	21ページ
第３号被保険者と届出	22ページ
年金の相談先と年金の請求先	23ページ
国民年金の届出	24ページ

公的年金制度は、基礎年金をベースに２階建て

国民年金基金

希望により加入できます。(16頁参照)

第１号被保険者

あなたはどのタイプ?

自営業者・学生など

自営業・自由業・農林漁業・学生・無職の方などで20歳以上60歳未満の方
第2号、第3号被保険者以外の方です。

加入手続き

お住まいの区の区役所・支所区民センターで加入手続きを行います。

※マイナポータルから電子申請ができます。申請にはマイナポータルの「利用者登録」が必要です。

保険料の納め方

自分で納めます。(4・5頁参照)
保険料の納付が困難な場合には、
保険料免除制度などがあります。(6～12頁参照)

(注) 日本国籍を有しない20歳以上60歳未満の方で、医療滞在ビザ、観光等を目的とするロングス

任意加入被保険者 上の3つのグループ以外に希望して

●日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の方（年金額を満額に近づけたい方や受給資格期間が足りない方）

●昭和40年4月1日以前の生まれで65歳以降70歳※になるまでの間に受給権を確保できる、日本国内に住所がある方または日本人で海外に居住している方（加入期間の延長は、受給権を確保できる月までです。）

※老齢基礎年金の受給資格期間が65歳前に10年以上あると加入できません。

●日本人で海外に居住している20歳以上65歳未満の方（13頁参照）

(注) 日本国籍を有しない60歳以上70歳未満の方で、医療滞在ビザ、観光等を目的とするロングステイビザで来日した方は、任意加入被保険者とはなりません。

加入手続き ▶ お住まで加入

保険料の納め方 ▶ 日本国内め方は、詳しくは、へお問い

(注) 保険は適

区・支所区民センターの国民年金担当や年金事務所で手続きを。

厚生年金保険

会社員

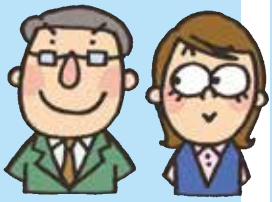

公務員など

2階部分

勤務先を通じて加入する年金です。年金額も基礎年金に上乗せされます。

1階部分

職業や性別に関係なく20歳以上60歳未満のすべての方が加入します。年金のベースになっている部分です。

第2号被保険者

会社員・公務員など

厚生年金保険に加入している
会社員や公務員などで65歳未満の方

ただし、65歳以上で、老齢年金などの
受給資格のない方は第2号被保険者となります。

海外に居住していても加入できます。

勤務先で加入手続きを行います

厚生年金保険料として給料から天引きされますので、それとは別に国民年金保険料を納めることはありません。

第3号被保険者

会社員・公務員に扶養されている妻(夫)

日本国内に住所があり、第2号被保険者に
扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方
海外に居住していても加入できます。

※届け忘れの第3号被保険者期間があれば年金事務所へ届出をしてください。承認された期間は「保険料納付済期間」となります。

夫(妻)の勤務先で加入手続きを行います

保険料の負担はなく
夫(妻)の給料からも個別に天引きされません。
夫(妻)の加入する厚生年金保険が制度全体
として負担します。

テイビザで来日した方は、第1号、第3号被保険者とはなりません。

加入することができる方

いの区の区役所・支所区民センター手続きを行います。

に住所がある60歳以上の方の保険料の納
原則、口座振替となります。
お住まいの区の区役所・支所区民センター
合わせください。(24頁参照)

料免除制度、納付猶予制度、学生納付特例制度
用されません。

ご存知ですか 「任意加入」で年金額を増やせます。

お申し込みは、お住まいの区の区・支所区民センターの国民年金担当へ

老齢基礎年金を満額受け取るためには、保険料を20歳から60歳になるまでの40年間納めなければなりません。そこで、国民年金の未納期間がある方は、65歳になるまでの間、保険料を納めて満額に近づけることができます。

手続きには、基礎年金番号がわかるもの(年金手帳、基礎年金番号通知書等)またはマイナンバーカード(通知カード)※の他に、預貯金通帳またはキャッシュカード、預貯金通帳届出印が必要です。(戸籍謄本が必要になる場合があります。)

※令和2年5月25日より、通知カードは廃止されました。すでに交付されている通知カードは氏名・住所等の記載事項に変更がない場合のみ利用できます。なお、通知カードの場合は、本人確認ができるもの(運転免許証、パスポートなど)が必要です。

●60歳からの任意加入の対象となる方

次の❶～❹のすべての条件を満たす方が対象となります。

❶60歳以上65歳未満の方　❷老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
❸20歳から60歳までの国民年金保険料の納付月数が40年(480月)未満の方
❹任意加入時に厚生年金保険に加入していない方

国民年金保険料の額と納め方

INFORMATION

保険料は20歳から60歳になるまでの40年間を納めることになっています。

保険料を未納にすると、将来受け取る年金が減額されたり、受けられない場合があります。

納付期限を守って納めましょう。

保険料に関するお問い合わせは、お住まいの区を管轄する年金事務所へ。(24ページ参照)

国民年金に加入する方	2ページ
国民年金保険料の額と納め方	4ページ
国民年金保険料の納付が困難なときは	6ページ
●保険料免除制度	6ページ
●納付猶予制度	8ページ
●学生納付特例制度	10ページ
在外邦人と在日外国人	13ページ
老齢基礎年金	14ページ
60歳台前半の老齢厚生年金の支給開始年齢	17ページ
障害基礎年金	18ページ
●特別障害給付金	19ページ
遺族基礎年金	20ページ
第１号被保険者の独自の給付	21ページ
第３号被保険者と届出	22ページ
年金の相談先と年金の請求先	23ページ
国民年金の届出	24ページ

国民年金保険料の額 (令和6年度の額)

第1号被保険者と任意加入被保険者の方は下記の保険料を納めます。
毎月の保険料は翌月末日(納付期限)までに納めます。

定額保険料(令和6年度の額)	付加保険料(希望する方)
1か月　16,980円	1か月　400円
(令和7年度は1か月17,510円)	

※納めた保険料は、全額社会保険料控除の対象となりますので、領収書は大切に保管してください。また、確定申告や年末調整の際には、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」や領収書の添付が義務づけられています。
なお、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の電子データを、マイナポータルの「お知らせ」から受け取ることができます。詳しくは、日本年金機構のホームページでご確認ください。

保険料の納め方

納付書(現金)で納付

毎月の保険料は翌月末日までに納めます。

日本年金機構から送付された納付書で、銀行、郵便局、農協、漁協、信用金庫、労働金庫、信用組合、コンビニエンスストアなどで納めることができます。

※利用できるコンビニエンスストアは納付書の裏面に掲載されています。

口座振替で納付

お申し込みは、振替開始希望月の前々月までに。

口座振替なら、ご希望の口座から自動的に引き落とされ、納付のたびに金融機関などに行く必要がなく大変便利です。

通常の口座振替の振替日は翌月末日ですが、早割(当月末日振替)にすると1か月あたり60円の割引(令和6年度)がありお得です。(5頁参照)

希望される場合、金融機関または年金事務所へお申し込みください。また、マイナポータルからも電子申請ができます。

手続きに必要なもの

①基礎年金番号がわかるもの(年金手帳、基礎年金番号通知書、納付書等)
②預貯金通帳またはキャッシュカード　③預貯金通帳届出印

クレジットカードで納付

希望される場合は、年金事務所へお申し込みください。

※クレジットカード納付で早割の利用はできません。

電子納付

インターネットなどを利用して、保険料を納付することもできます。
電子納付には次の方法があります。

・インターネットバンキング　・モバイルバンキング
・Pay-easy表示のあるATM　・テレフォンバンキング

契約方法などについては、ご利用の金融機関へお問い合わせください。

スマートフォン決済アプリで納付

納付書のバーコードをスマートフォン決済アプリで読み取り、納めます。

対象の決済アプリ

・au PAY　・d払い　・Pay-easy　・PayPay　・R Pay　・LINE Pay

※各決済アプリの操作方法等は、決済事業者にお問い合わせください。

前納制度

一定期間の保険料をまとめて前払い（前納）すると、保険料が割引されます。口座振替にするとさらにお得です。

●割引額

（令和6年度の場合）

納付方法		年間の納付保険料	毎月納付（現金）と比較した割引額	申込期限
口座※振替	2年前納（4月分～翌々年3月分）	397,290円	16,590円／2年	2月末日※
	1年前納（4月分～翌年3月分）	199,490円	4,270円／1年	2月末日※
	6か月前納（4月分～9月分・10月分～翌年3月分）	201,440円（100,720円×2期）	2,320円／1年（1,160円×2期）	4月分～9月分　2月末日※ 10月分～翌年3月分　8月末日※
	早割（当月末日振替）	203,040円（16,920円×12月）	720円／1年（60円×12月）	振替開始希望月の前々月
	毎月振替（翌月末日振替）	203,760円（16,980円×12月）	―――	振替開始希望月の前々月

納付方法		年間の納付保険料	毎月納付（現金）と比較した割引額	納付期限
現金※（納付書）クレジットカード※	2年前納（4月分～翌々年3月分）	398,590円	15,290円／2年	4月末日
	1年前納（4月分～翌年3月分）	200,140円	3,620円／1年	4月末日
	6か月前納（4月分～9月分・10月分～翌年3月分）	202,100円（101,050円×2期）	1,660円／1年（830円×2期）	4月分～9月分　4月末日 10月分～翌年3月分　10月末日
	毎月納付	203,760円（16,980円×12月）	―――	翌月末日

※2年前納は令和6年度の保険料（月額16,980円）及び令和7年度の保険料（月額17,510円）をもとにした2年分の保険料と比較した金額です。
※早割は初回のみ2か月分の保険料〔前月分＋当月分（60円割引）〕が振り替えられます。
※口座振替、現金（納付書）、クレジットカード納付は上記期限以外でも、年度の途中から前納ができます。年金事務所へお問い合わせください。
※一部納付の承認を受けている方が口座振替を利用する場合は、毎月納付（翌月末日振替）のみとなります。
※区・支所区民センター国民年金担当で手続きをする場合は、申込期限が早まりますのでお問い合わせください。

●納付書（現金）払いで2年前納を希望される方へ

- あらかじめ年金事務所へ「国民年金保険料2年前納納付書発行事前受付申出書」の提出が必要です。
  申出書は年金事務所へお申し出いただくか、日本年金機構のホームページからダウンロードできます。
- 2年前納は継続されませんので、次回以降も希望される場合は、改めて申出書の提出が必要です。
- 納付額が30万円以上の場合、コンビニエンスストアでの納付はできません。

要チェック　年金額を増やしたい方は「付加年金」

ご希望の方は、お住まいの区の区・支所区民センターの国民年金担当へお申し出ください。

第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）の方は、ご希望により納付することができます。

定額保険料の他に付加保険料（月額400円）を納付すると、老齢基礎年金に上乗せされる形で付加年金が支給されます。

ただし、国民年金基金に加入している方、第3号被保険者の方は申し込みはできません。

※納め忘れの付加保険料は2年1か月以内であれば納めることができます。

ポイント

- 届出の際は年金手帳または基礎年金番号通知書をお持ちください。
- 手続きした月の分から納めることができます。
- 1か月でも1年でも自由に加入でき、やめることができます（届出が必要）。
- 支払った保険料は、全額社会保険料の控除対象になります。
- 定額保険料（令和6年度：16,980円）の納付を行った月分のみ付加保険料を納付することができます。

付加年金額の計算式… 200円×付加保険料納付済月数

例

付加保険料を10年間納めた場合

400円×10年（120月）＝48,000円

1年間に受け取る付加年金
200円×10年（120月）＝24,000円（年額）

●付加年金納付額と受け取り額早見表（抜粋）

付加加入年数と保険料納付額	付加年金受け取り額（年額）	2年間で受け取る付加年金額
1年　4,800円	2,400円	4,800円
5年　24,000円	12,000円	24,000円
10年　48,000円	24,000円	48,000円
15年　72,000円	36,000円	72,000円
20年　96,000円	48,000円	96,000円
25年　120,000円	60,000円	120,000円
30年　144,000円	72,000円	144,000円
35年　168,000円	84,000円	168,000円
40年　192,000円	96,000円	192,000円

2年間受け取ると納めた保険料と同額になりその後はお得です。

※受け取る付加年金額は、定額のため物価スライド（増額・減額）しません。
※付加年金とiDeCoの併用には限度額があります。

国民年金保険料の納付が困難なときは

INFORMATION

自営業などの第１号被保険者の方で所得が少なく、保険料の納付が困難なときは、「保険料免除制度」をご利用ください。

申請日から原則2年1か月前までの期間について、さかのぼって申請ができます。

未納のままにせず、区・支所区民センターの国民年金担当や年金事務所でお早めに手続きしてください。

●マイナポータルから電子申請ができます。申請にはマイナポータルの「利用者登録」が必要です。詳しくは、日本年金機構ホームページでご確認ください。

国民年金に加入する方	2ページ
国民年金保険料の額と納め方	4ページ
国民年金保険料の納付が困難なときは	6ページ
●保険料免除制度	6ページ
●納付猶予制度	8ページ
●学生納付特例制度	10ページ
在外邦人と在日外国人	13ページ
老齢基礎年金	14ページ
60歳台前半の老齢厚生年金の支給開始年齢	17ページ
障害基礎年金	18ページ
●特別障害給付金	19ページ
遺族基礎年金	20ページ
第１号被保険者の独自の給付	21ページ
第３号被保険者と届出	22ページ
年金の相談先と年金の請求先	23ページ
国民年金の届出	24ページ

所得の少ない方は 保険料免除制度

保険料免除制度の申請手続きを！

所得に応じて「全額免除」、「４分の１納付」、「半額納付」、「４分の３納付」の４段階の免除があります。

所得が少なく、保険料の納付が困難なときは、区・支所区民センターの国民年金担当や年金事務所に申請し、日本年金機構で承認を受けると、その期間の保険料の全額または一部の納付が免除になります。

申請免除の対象となる方

「申請者本人」、「申請者の配偶者」、「世帯主」それぞれが申請する年度の前年所得などの定められた基準に該当することが要件となります。

❶所得が一定基準以下の方

免除の種類	所得基準
全額免除	（扶養親族等の数＋１）×35万円＋32万円
４分の３免除（４分の１納付）	88万円＋（扶養親族等の数×38万円(注)）＋社会保険料控除額等
半額免除（半額納付）	128万円＋（扶養親族等の数×38万円(注)）＋社会保険料控除額等
４分の１免除（４分の３納付）	168万円＋（扶養親族等の数×38万円(注)）＋社会保険料控除額等

（注）扶養親族が老人控除対象配偶者、老人扶養親族であるときは48万円、特定扶養親族であるときは63万円と読み替えてください。

❷失業、倒産、事業の廃止、天災、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害などにあったことが確認できる方

❸地方税法に定める障害者、寡婦またはひとり親であって、申請する年度の前年所得が135万円以下の方

❹生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている方

❺特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金を支給されている方

申請手続に必要なもの

❶基礎年金番号がわかるもの（年金手帳、基礎年金番号通知書等）またはマイナンバーカード（通知カード）※

※ 令和2年5月25日より、通知カードは廃止されました。すでに交付されている通知カードは氏名・住所等の記載事項に変更がない場合のみ利用できます。なお、通知カードの場合は、本人確認ができるもの（運転免許証、パスポートなど）が必要です。

●配偶者が別世帯の場合、配偶者のマイナンバー（個人番号）がわかるものが必要です。

❷失業などを理由とするときは、次のいずれかが必要です。

◎雇用保険受給資格者証（コピー可）

産前産後期間の保険料免除制度 第1号被保険者が出産を行っ

●保険料が免除される期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の保険料が免除されます。

なお、産前産後期間は付加保険料の納付ができます。

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産（早産・死産・流産及び人工妊娠中絶を含む）をいいます。

※保険料を納付されている場合、産前産後期間の保険料は還付されます。

区・支所区民センターの国民年金担当や年金事務所で手続きを。

保険料免除が申請できる期間

●令和6年7月から令和7年6月までの1年間申請ができます。

●過去の保険料免除期間については、申請日から原則2年1か月前までの期間について、さかのぼって申請ができますが、失業を理由として申請できるのは、失業日（退職日の翌日）を含む月の前月からとなります。（9ページ参照）

保険料免除の承認期間

7月から翌年6月までです。

一部納付の承認を受けた場合は、新しく送付される納付書で下記の保険料を納付期限までに納めてください。

免除とならない分の保険料を納付しないと、未納期間扱いとなりますので、忘れず納めてください。

承認された場合に納付する一部保険料額（令和6年度の額）

免除	承認期間中に納付する保険料
全額免除	0円
4分の1納付（4分の3免除）	4,250円
半額納付（半額免除）	8,490円
4分の3納付（4分の1免除）	12,740円

継続申請もできます

全額免除を承認された方は、申請時に希望を明記していると翌年度以降継続して免除の審査が受けられます。

ただし、左記❷、❹、❺で承認を受けた方や4分の1納付、半額納付、4分の3納付の承認を受けた方は、**翌年度も申請が必要**です。

※全額免除の承認を受け、翌年度以降も継続審査を希望する申出をした方が、配偶者の状況に変更（婚姻、離婚等）があった場合には、事実発生日から14日以内に年金事務所に届出が必要です。

「知らなかった！」では大変なことに

37歳。保険料を未納しているO夫さんの場合

35歳で会社を退職して、所得がなく2年間、国民年金保険料を未納。国民年金に保険料免除制度があることを知らなかった。

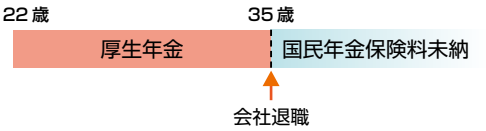

このまま、保険料を未納のままにすると

将来受けられる老齢基礎年金や老齢厚生年金が受けられないばかりか、病気やけがで障害が残ったときの障害基礎年金や万一の時の遺族基礎年金が受けられなくなってしまう場合があります。

では、どうしたら年金を受けられるでしょうか。

具体的には

①未納の保険料は2年1か月以内であれば納付できます。

②所得がなく保険料が納められない場合は、申請日より2年1か月前まで免除申請ができます。

◎雇用保険被保険者離職票（コピー可）
◎雇用保険受給資格通知（コピー可）
◎雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（コピー可）
◎雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書（コピー可）
◎総合支援資金貸付制度の貸付金を受けた場合は「貸付決定通知書」および申請したときの添付書類（コピー可）

※過去に同一の失業などの理由により失業した事実が確認できる書類を添付し免除等を申請した方は、添付が不要の場合があります。

※申請日から2年1か月前までさかのぼって申請できます。お早めに申請手続きをしてください。

法定免除

国民年金や厚生年金保険などから障害年金（1級・2級）を受けているときや生活保護法による生活扶助を受けているときなどは、届出により保険料の全額の納付が免除されます。

平成26年4月からは、法定免除期間であっても、申出により保険料を納めることができます。また、法定免除に該当した日以前に前納保険料で納めた期間は、本人の申出により納付済期間にするか法定免除期間にするかを選択できるようになりました。

た場合には、産前産後の一定期間の保険料が免除されます。

●届出先と届出時期

住民登録している区・支所区民センターの国民年金担当や年金事務所で出産予定日の6か月前から届出ができます。

※マイナポータルから電子申請ができます。

●手続きに必要なもの

基礎年金番号がわかるもの（年金手帳、基礎年金番号通知書等）またはマイナンバーカード（通知カード）※、母子健康手帳等の出産予定日が確認できるもの。

※令和2年5月25日より、通知カードは廃止されました。すでに交付されている通知カードは氏名・住所等の記載事項に変更がない場合のみ利用できます。なお、通知カードの場合は、本人確認ができるもの（運転免許証、パスポートなど）が必要です。

区・支所区民センターの国民年金担当や年金事務所で手続きを。

INFORMATION

50歳未満の方に限り利用できる制度です。

50歳未満の方で所得が少なく保険料の納付が困難なときは「納付猶予制度」をご利用ください。

申請日から原則2年1か月前までがさかのぼって申請できます。

未納のままにせず、区・支所区民センターの国民年金担当や年金事務所でお早めに手続きしてください。

●マイナポータルから電子申請ができます。申請にはマイナポータルの「利用者登録」が必要です。詳しくは、日本年金機構ホームページでご確認ください。

国民年金に加入する方	2ページ
国民年金保険料の額と納め方	4ページ
国民年金保険料の納付が困難なときは	6ページ
●保険料免除制度	6ページ
●納付猶予制度	8ページ
●学生納付特例制度	10ページ
在外邦人と在日外国人	13ページ
老齢基礎年金	14ページ
60歳台前半の老齢厚生年金の支給開始年齢	17ページ
障害基礎年金	18ページ
●特別障害給付金	19ページ
遺族基礎年金	20ページ
第１号被保険者の独自の給付	21ページ
第３号被保険者と届出	22ページ
年金の相談先と年金の請求先	23ページ
国民年金の届出	24ページ

50歳未満の方は 納付猶予制度

納付猶予制度の申請手続きを！

50歳未満で、世帯主の所得により保険料免除に該当しない方が利用できる制度です。

本人および配偶者の所得が少なく、保険料の納付が困難なときは、区・支所区民センターの国民年金担当や年金事務所に申請し、日本年金機構で承認されると、その期間の保険料の納付が猶予されます。

納付猶予の対象となる方

「申請者本人」、「申請者の配偶者」それぞれの申請する年度の前年所得などが定められた基準に該当する必要があります。

❶所得が一定基準以下の方

所　得　基　準
（扶養親族等の数 ＋ 1）× 35万円 ＋ 32万円

❷失業、倒産、事業の廃止、天災などにあったことを確認できる方

❸地方税法に定める障害者、寡婦またはひとり親であって、申請する年度の前年所得が135万円以下の方

❹生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている方

申請手続きに必要なもの

申請手続きに必要なものは保険料免除と同じです。（6ページ参照）

納付猶予を申請できる期間

●令和6年7月から令和7年6月までの1年間、申請ができます。

●過去の期間については、申請日から原則2年1か月前までの期間について、さかのぼって申請ができますが、失業を理由として申請できるのは、失業日（退職日の翌日）を含む月の前月分からとなります。

納付猶予の承認期間

7月から翌年6月までです。

50歳になる方は、50歳に達する日の属する月の前月までが承認になります。

引き続き保険料の納付が困難な方は「保険料免除制度」をご利用ください。（6ページ参照）

継続申請もできます

納付猶予を承認された方は、申請時に希望を明記していると翌年度以降継続して納付猶予の審査が受けられます。ただし、失業等を理由とする場合は、翌年度も申請が必要です。

※平成30年7月から、納付猶予の承認を受けた方は、申請時に「全額免除の審査」の希望を明記していると翌年度「全額免除」の審査が受けられます。

※納付猶予の承認を受け、翌年度以降も継続審査を希望する申出をした方が、配偶者の状況に変更（婚姻、離婚等）があった場合には、事実発生日から14日以内に年金事務所に申出が必要です。

保険料免除・納付猶予の申請対象期間

免除・納付猶予を申請する場合

申請する日	申請可能な期間	審査対象所得課税年度	失業特例利用のための離職日
令和6年　7月1日(月)～令和6年　8月　1日(木)	令和4年　6月～令和4年6月	令和３年度	令和元年12月31日以降
	令和4年　7月～令和5年6月	令和４年度	令和２年12月31日以降
	令和5年　7月～令和6年6月	令和５年度	令和３年12月31日以降
	令和6年　7月～令和7年6月	令和６年度	令和４年12月31日以降
令和6年　8月2日(金)～令和6年　8月30日(金)	令和4年　7月～令和5年6月	令和４年度	令和２年12月31日以降
	令和5年　7月～令和6年6月	令和５年度	令和３年12月31日以降
	令和6年　7月～令和7年6月	令和６年度	令和４年12月31日以降
令和6年　9月2日(月)～令和6年　9月30日(月)	令和4年　8月～令和5年6月	令和４年度	令和２年12月31日以降
	令和5年　7月～令和6年6月	令和５年度	令和３年12月31日以降
	令和6年　7月～令和7年6月	令和６年度	令和４年12月31日以降
令和6年10月1日(火)～令和6年10月31日(木)	令和4年　9月～令和5年6月	令和４年度	令和２年12月31日以降
	令和5年　7月～令和6年6月	令和５年度	令和３年12月31日以降
	令和6年　7月～令和7年6月	令和６年度	令和４年12月31日以降
令和6年11月1日(金)～令和6年11月29日(金)	令和4年10月～令和5年6月	令和４年度	令和２年12月31日以降
	令和5年　7月～令和6年6月	令和５年度	令和３年12月31日以降
	令和6年　7月～令和7年6月	令和６年度	令和４年12月31日以降
令和6年12月2日(月)～令和6年12月27日(金)	令和4年11月～令和5年6月	令和４年度	令和２年12月31日以降
	令和5年　7月～令和6年6月	令和５年度	令和３年12月31日以降
	令和6年　7月～令和7年6月	令和６年度	令和４年12月31日以降
令和7年　1月6日(月)～令和7年　1月31日(金)	令和4年12月～令和5年6月	令和４年度	令和２年12月31日以降
	令和5年　7月～令和6年6月	令和５年度	令和３年12月31日以降
	令和6年　7月～令和7年6月	令和６年度	令和４年12月31日以降
令和7年　2月3日(月)～令和7年　2月28日(金)	令和5年　1月～令和5年6月	令和４年度	令和２年12月31日以降
	令和5年　7月～令和6年6月	令和５年度	令和３年12月31日以降
	令和6年　7月～令和7年6月	令和６年度	令和４年12月31日以降
令和7年　3月3日(月)～令和7年　3月31日(月)	令和5年　2月～令和5年6月	令和４年度	令和２年12月31日以降
	令和5年　7月～令和6年6月	令和５年度	令和３年12月31日以降
	令和6年　7月～令和7年6月	令和６年度	令和４年12月31日以降
令和7年　4月1日(火)～令和7年　5月　1日(木)	令和5年　3月～令和5年6月	令和４年度	令和２年12月31日以降
	令和5年　7月～令和6年6月	令和５年度	令和３年12月31日以降
	令和6年　7月～令和7年6月	令和６年度	令和４年12月31日以降
令和7年　5月2日(金)～令和7年　5月30日(金)	令和5年　4月～令和5年6月	令和４年度	令和２年12月31日以降
	令和5年　7月～令和6年6月	令和５年度	令和３年12月31日以降
	令和6年　7月～令和7年6月	令和６年度	令和４年12月31日以降
令和7年　6月2日(月)～令和7年　6月30日(月)	令和5年　5月～令和5年6月	令和４年度	令和２年12月31日以降
	令和5年　7月～令和6年6月	令和５年度	令和３年12月31日以降
	令和6年　7月～令和7年6月	令和６年度	令和４年12月31日以降
令和7年　7月1日(火)～令和7年　7月31日(木)	令和5年　6月～令和5年6月	令和４年度	令和２年12月31日以降
	令和5年　7月～令和6年6月	令和５年度	令和３年12月31日以降
	令和6年　7月～令和7年6月	令和６年度	令和４年12月31日以降
	令和7年　7月～令和8年6月	令和７年度	令和５年12月31日以降

※１枚の申請書で申請できるのは7月から翌年6月までの12か月間となります。複数の年度分を申請する場合は複数の申請書を提出します。土曜日、日曜日、祝日、年末年始は受付を行っていません。ご注意ください。
※マイナポータルで申請する場合は日付が異なる場合があります。

区・支所区民センターの国民年金担当や年金事務所で手続きを。

INFORMATION

学生の方で所得がない場合や少ないことにより保険料を納めることが困難なときは、「学生納付特例制度」をご利用ください。

申請日から原則2年1か月前までの在学期間について、さかのぼって申請できます。

未納のままにせず、区・支所区民センターの国民年金担当や年金事務所でお早めに手続きしてください。

●マイナポータルから電子申請ができます。申請にはマイナポータルの「利用者登録」が必要です。詳しくは、日本年金機構ホームページでご確認ください。

国民年金に加入する方	2ページ
国民年金保険料の額と納め方	4ページ
国民年金保険料の納付が困難なときは	6ページ
●保険料免除制度	6ページ
●納付猶予制度	8ページ
●学生納付特例制度	10ページ
在外邦人と在日外国人	13ページ
老齢基礎年金	14ページ
60歳台前半の老齢厚生年金の支給開始年齢	17ページ
障害基礎年金	18ページ
●特別障害給付金	19ページ
遺族基礎年金	20ページ
第１号被保険者の独自の給付	21ページ
第３号被保険者と届出	22ページ
年金の相談先と年金の請求先	23ページ
国民年金の届出	24ページ

学生の方は 学生納付特例制度

学生納付特例制度の申請手続きを！

在学期間中の保険料を社会人になってから納めることができる制度です。

学生で、保険料の納付が困難なときは、区・支所区民センターの国民年金担当や年金事務所に申請し、日本年金機構で承認を受けると、その期間の保険料の納付が猶予されます。

学生納付特例の対象となる学生は

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(※1)などに在学する20歳以上の学生等(※2)で、学生本人の申請する年度の前年所得が128万円以下の方。

（※１）各種学校の学生は、修業年限が１年以上で、都道府県等の認可を受けている学校が対象となります。

（※２）夜間部、定時制課程、通信制課程、一部の海外大学の日本分校の学生も対象となります。

学生納付特例が申請できる期間

●令和6年4月から令和7年3月までの1年間申請ができます。

●過去の学生納付特例期間については、申請日から原則2年1か月前までの在学期間について、さかのぼって申請ができます。(11ページ参照)

学生納付特例の承認期間

４月から翌年３月までです。

◆申請手続きは毎年度必要です。

今年度、学生納付特例を承認された方で、翌年度も同じ学校に在学される方には、日本年金機構から「学生納付特例申請書（ハガキ）」が送付されます。必要事項を記入し、返送することにより学生納付特例の申請ができます。

ただし、**在学する学校などを変更された方は、区・支所区民センター国民年金担当で改めて申請手続きをしてください。**

申請手続に必要なもの

❶基礎年金番号がわかるもの(年金手帳、基礎年金番号通知書等)またはマイナンバーカード(通知カード)※

※ 令和2年5月25日より、通知カードは廃止されました。すでに交付されている通知カードは氏名・住所等の記載事項に変更がない場合のみ利用できます。なお、通知カードの場合は、本人確認ができるもの(運転免許証、パスポートなど)が必要です。

❷在学期間の確認できる学生証(コピーの場合は両面)または在学証明書

❸会社等を退職されて学生になられた方は、次のいずれかが必要です。

◎雇用保険受給資格者証(コピー可)
◎雇用保険被保険者離職票(コピー可)
◎雇用保険受給資格通知(コピー可)
◎雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(コピー可)
◎雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書(コピー可)
◎総合支援資金貸付制度の貸付を受けた場合は「貸付決定通知書」および申請したときの添付書類(コピー可)

※ 過去に同一の失業などの理由により失業したことを確認できる書類を添付し学生納付特例等を申請したことがある方は、添付が不要の場合があります。

学生納付特例の申請対象期間

学生納付特例を申請する場合

申請する日	申請可能な期間	審査対象所得課税年度	失業特例利用のための離職日
令和6年　7月1日(月)～令和6年　8月　1日(木)	令和4年　6月～令和5年3月	令和４年度	令和２年12月31日以降
	令和5年　4月～令和6年3月	令和５年度	令和３年12月31日以降
	令和6年　4月～令和7年3月	令和６年度	令和４年12月31日以降
令和6年　8月2日(金)～令和6年　8月30日(金)	令和4年　7月～令和5年3月	令和４年度	令和２年12月31日以降
	令和5年　4月～令和6年3月	令和５年度	令和３年12月31日以降
	令和6年　4月～令和7年3月	令和６年度	令和４年12月31日以降
令和6年　9月2日(月)～令和6年　9月30日(月)	令和4年　8月～令和5年3月	令和４年度	令和２年12月31日以降
	令和5年　4月～令和6年3月	令和５年度	令和３年12月31日以降
	令和6年　4月～令和7年3月	令和６年度	令和４年12月31日以降
令和6年10月1日(火)～令和6年10月31日(木)	令和4年　9月～令和5年3月	令和４年度	令和２年12月31日以降
	令和5年　4月～令和6年3月	令和５年度	令和３年12月31日以降
	令和6年　4月～令和7年3月	令和６年度	令和４年12月31日以降
令和6年11月1日(金)～令和6年11月29日(金)	令和4年10月～令和5年3月	令和４年度	令和２年12月31日以降
	令和5年　4月～令和6年3月	令和５年度	令和３年12月31日以降
	令和6年　4月～令和7年3月	令和６年度	令和４年12月31日以降
令和6年12月2日(月)～令和6年12月27日(金)	令和4年11月～令和5年3月	令和４年度	令和２年12月31日以降
	令和5年　4月～令和6年3月	令和５年度	令和３年12月31日以降
	令和6年　4月～令和7年3月	令和６年度	令和４年12月31日以降
令和7年　1月6日(月)～令和7年　1月31日(金)	令和4年12月～令和5年3月	令和４年度	令和２年12月31日以降
	令和5年　4月～令和6年3月	令和５年度	令和３年12月31日以降
	令和6年　4月～令和7年3月	令和６年度	令和４年12月31日以降
令和7年　2月3日(月)～令和7年　2月28日(金)	令和5年　1月～令和5年3月	令和４年度	令和２年12月31日以降
	令和5年　4月～令和6年3月	令和５年度	令和３年12月31日以降
	令和6年　4月～令和7年3月	令和６年度	令和４年12月31日以降
令和7年　3月3日(月)～令和7年　3月31日(月)	令和5年　2月～令和5年3月	令和４年度	令和２年12月31日以降
	令和5年　4月～令和6年3月	令和５年度	令和３年12月31日以降
	令和6年　4月～令和7年3月	令和６年度	令和４年12月31日以降
令和7年　4月1日(火)～令和7年　5月　1日(木)	令和5年　3月～令和5年3月	令和４年度	令和２年12月31日以降
	令和5年　4月～令和6年3月	令和５年度	令和３年12月31日以降
	令和6年　4月～令和7年3月	令和６年度	令和４年12月31日以降
	令和7年　4月～令和8年3月	令和７年度	令和５年12月31日以降
令和7年　5月2日(金)～令和7年　5月30日(金)	令和5年　4月～令和6年3月	令和５年度	令和３年12月31日以降
	令和6年　4月～令和7年3月	令和６年度	令和４年12月31日以降
	令和7年　4月～令和8年3月	令和７年度	令和５年12月31日以降
令和7年　6月2日(月)～令和7年　6月30日(月)	令和5年　5月～令和6年3月	令和５年度	令和３年12月31日以降
	令和6年　4月～令和7年3月	令和６年度	令和４年12月31日以降
	令和7年　4月～令和8年3月	令和７年度	令和５年12月31日以降

※１枚の申請書で申請できるのは４月から翌年３月までの 12 か月間となります。複数の年度分を申請する場合は複数の申請書を提出します。土曜日、日曜日、祝日、年末年始は受付を行っていません。ご注意ください。
※マイナポータルで申請する場合は日付が異なる場合があります。

保険料免除・納付猶予・学生納付特例・産前産後免除のポイント

ここが違う！国民年金の受給要件をみるときの違い

	老齢基礎年金を受けるための資格期間には	受け取る老齢基礎年金は		障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるときは	後から保険料を納めることは
		平成21年3月以前の免除期間	平成21年4月以後の免除期間		
全額免除	受給資格期間に入ります	年金額に3分の1が反映されます	年金額に2分の1が反映されます	受給資格期間に入ります	10年以内なら納めることができます （3年度目以降は当時の保険料に法律で定められた加算額がつきます）
4分の1納付（4分の3免除）	保険料の4分の1を納めると受給資格期間に入ります※	年金額に2分の1が反映されます	年金額に8分の5が反映されます	保険料の4分の1を納めると受給資格期間に入ります※	
半額納付（半額免除）	保険料の半額を納めると受給資格期間に入ります※	年金額に3分の2が反映されます	年金額に4分の3が反映されます	保険料の半額を納めると受給資格期間に入ります※	
4分の3納付（4分の1免除）	保険料の4分の3を納めると受給資格期間に入ります※	年金額に6分の5が反映されます	年金額に8分の7が反映されます	保険料の4分の3を納めると受給資格期間に入ります※	
納付猶予	受給資格期間に入ります	年金額に反映されません		受給資格期間に入ります	
学生納付特例					
産前産後免除		―	平成31年4月以降年金額に反映されます		―
未　納	受給資格期間に入りません	年金額に反映されません		年金を受けられない場合もあります	2年1か月を過ぎると納めることができません

※一部納付（4分の1納付、半額納付、4分の3納付）の承認を受けた方は、一部納付保険料（7ページ参照）を納めないと未納扱いとなります。

「追納」をおすすめします！

お近くの年金事務所にお申し出ください。

保険料免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。そこで、これらの期間は10年以内でかつ老齢基礎年金受給前であれば、さかのぼって保険料を納めることができます（追納といいます）。

追納することにより保険料免除、納付猶予、学生納付特例を受けずに保険料を納めていた方と同じように年金額が計算されます。将来、受け取る老齢基礎年金を満額に近づけるためにも追納をおすすめします。

ただし、3年度目以降、追納する場合は当時の保険料に加算額が上乗せされます。

お早めに「追納」することをおすすめします。

※追納の手続きについては、お住まいの区の管轄の年金事務所（川崎区・幸区にお住まいの方☎044-233-0181、中原区・高津区・宮前区・多摩区・麻生区にお住まいの方☎044-888-0111）にお問い合わせください。

令和7年3月末日までに追納する場合の1か月分の保険料額

年度	全額免除 納付猶予 学生納付特例 （加算額）	4分の1納付 （加算額）	半額納付 （加算額）	4分の3納付 （加算額）
平成26年度	15,460円 （210円）	11,600円 （160円）	7,730円 （110円）	3,860円 （50円）
平成27年度	15,790円 （200円）	11,840円 （150円）	7,890円 （100円）	3,950円 （50円）
平成28年度	16,460円 （200円）	12,340円 （150円）	8,230円 （100円）	4,110円 （50円）
平成29年度	16,670円 （180円）	12,510円 （140円）	8,330円 （90円）	4,170円 （50円）
平成30年度	16,500円 （160円）	12,370円 （120円）	8,250円 （80円）	4,120円 （40円）
令和元年度	16,560円 （150円）	12,420円 （110円）	8,270円 （70円）	4,140円 （40円）
令和2年度	16,670円 （130円）	12,500円 （100円）	8,340円 （70円）	4,160円 （30円）
令和3年度	16,710円 （100円）	12,530円 （70円）	8,350円 （50円）	4,170円 （20円）
令和4年度	16,590円 （0円）	12,440円 （0円）	8,290円 （0円）	4,150円 （0円）
令和5年度	16,520円 （0円）	12,390円 （0円）	8,260円 （0円）	4,130円 （0円）

注）上記、加算額・追納額は令和7年度に改定される予定です。

毎年、所得の申告は忘れずに！

保険料免除、納付猶予、学生納付特例は、**それぞれの審査対象者（申請者本人・申請者の配偶者・世帯主）の所得を基準**としていますので、所得の申告は、忘れずに行ってください。

所得状況が確認できない場合は、審査前に申請書をお返しする場合があります。

在外邦人と在日外国人

INFORMATION

在外邦人

日本人で20歳以上65歳未満の方（第2号被保険者、第3号被保険者を除く）が、海外に転出・居住する場合は、本人の希望により国民年金に任意加入することができます。

在日外国人

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方が、国籍に関係なく加入することになっています。

国民年金に加入する方	2ページ
国民年金保険料の額と納め方	4ページ
国民年金保険料の納付が困難なときは	6ページ
●保険料免除制度	6ページ
●納付猶予制度	8ページ
●学生納付特例制度	10ページ
在外邦人と在日外国人	13ページ
老齢基礎年金	14ページ
60歳台前半の老齢厚生年金の支給開始年齢	17ページ
障害基礎年金	18ページ
●特別障害給付金	19ページ
遺族基礎年金	20ページ
第１号被保険者の独自の給付	21ページ
第３号被保険者と届出	22ページ
年金の相談先と年金の請求先	23ページ
国民年金の届出	24ページ

海外に住む日本人は国民年金に任意加入することができます

任意加入する方は、届出が必要です。

❶これから海外に転出される方

- **日本国内に協力者（配偶者、子、父母、兄弟姉妹など）がいる場合**
  原則として親族が協力者になります。届出先は最終住所地の区・支所区民センターの国民年金担当です。
- **日本国内に協力者（配偶者、子、父母、兄弟姉妹など）がいない場合**
  届出先は最終住所地を管轄する年金事務所です。

❷現在、海外に居住されている方

届出先は最終住所地を管轄する年金事務所または区・支所区民センターの国民年金担当です。

❸日本国内に住所を有したことがない方

届出先は千代田年金事務所です。

※平成19年6月末日時点において、日本国民年金協会で諸手続きを行っていた方も千代田年金事務所となります。

〒102-8337 東京都千代田区三番町22　千代田年金事務所　☎03−3265−4381

任意加入するとここが違います

任意加入する	任意加入しない
❶加入中の事故等による障害は障害基礎年金等の対象になります。	❶事故等にあっても障害基礎年金等の対象にはなりません。
❷加入中に納付した保険料は将来支給される老齢基礎年金額に反映します。	❷合算対象期間（15頁参照）になりますが、老齢基礎年金額には反映しません。

外国人と国民年金

外国人も日本人と同じように、受給資格期間（14ページ参照）を満たせば老齢基礎年金が支給されますが、次の点が日本人とは異なります。

❶海外に居住している間は任意加入することはできません。

❷海外に居住している期間は老齢基礎年金の合算対象期間（15ページ参照）になりません。

なお、受給資格期間を満たしていれば、帰国後海外からでも年金の請求手続きおよび受給ができます。

日本に帰化した方または永住許可を受けた方であれば、20歳以上60歳未満のうち、次の期間が合算対象期間になります。

- 昭和36年4月から昭和56年12月まで外国人として日本国内に住所を有していた期間
- 昭和36年4月以降で海外に居住していた期間（帰化や永住許可を受ける前の期間のみ）

受給資格期間を満たさないまま日本国内に住所を有しなくなった外国人のために**「脱退一時金」**という制度があります。（21ページ参照）

社会保障協定について

外国に転出する日本人、海外から日本に転入する外国人について、保険料の二重負担の防止や保険料が掛け捨てにならないために二国間の年金制度の加入期間を通算するための社会保障協定の締結を進めています。
締結国など、詳しくは年金事務所へお問い合わせください。

老齢基礎年金

INFORMATION

保険料を納めた期間（第2号・第3号被保険者期間を含む）や保険料免除期間や合算対象期間などを合わせて10年以上ある方が、65歳に達した日（誕生日の前日）の翌月分から受けられます。

国民年金に加入する方	2ページ
国民年金保険料の額と納め方	4ページ
国民年金保険料の納付が困難なときは	6ページ
●保険料免除制度	6ページ
●納付猶予制度	8ページ
●学生納付特例制度	10ページ
在外邦人と在日外国人	13ページ
老齢基礎年金	14ページ
60歳台前半の老齢厚生年金の支給開始年齢	17ページ
障害基礎年金	18ページ
●特別障害給付金	19ページ
遺族基礎年金	20ページ
第１号被保険者の独自の給付	21ページ
第３号被保険者と届出	22ページ
年金の相談先と年金の請求先	23ページ
国民年金の届出	24ページ

年金を受けるために必要な期間

次の A ～ C のいずれかに該当する方

A 1から8の期間の合計が10年以上ある方

1. 第1号被保険者で保険料を納付した期間
2. 第1号被保険者で保険料を免除された期間
   （全額免除以外は4分の1・半額・4分の3の保険料を納めた場合）
3. 第1号被保険者で納付猶予を受けた期間※
4. 第1号被保険者で学生納付特例を受けた期間※
5. 第1号被保険者で産前産後の免除を受けた期間
6. 第2号被保険者の期間
7. 第3号被保険者として届出済の期間
8. 国民年金に任意加入しなかった期間など（合算対象期間）※

※学生納付特例期間、納付猶予期間、合算対象期間は、受給資格期間に加えられますが、年金額には反映されません。

●詳しくは、お住まいの区の管轄の年金事務所、区・支所区民センターの国民年金担当にお問い合わせください。

B 厚生年金の期間が、生年月日に応じて下記の年数以上ある方

一定の年齢以上の方には、従来の被用者年金制度（厚生年金、共済年金）の老齢基礎年金の受給資格期間25年以上を満たしたものとする経過措置があります。

●昭和31年4月1日以前に生まれた方の特例（共済組合の期間も含まれます。）

昭和31年4月1日以前に生まれた方は、厚生年金または共済組合の加入期間が生年月日に応じて一定の期間以上あれば、老齢基礎年金の受給資格があります。

生　年　月　日	厚生年金（共済組合含む）の期間
昭和27年4月1日以前	20年
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	21年
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	22年
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	23年
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	24年

●昭和26年4月1日以前に生まれた方の特例

昭和26年4月1日以前に生まれた方は、男性40歳、女性35歳以後の厚生年金の加入期間が生年月日に応じて一定の期間以上あれば、老齢基礎年金の受給資格があります。

生　年　月　日	40歳（女性35歳）以後の厚生年金の期間
昭和22年4月1日以前	15年
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	16年
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	17年
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	18年
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	19年

C 退職共済年金の受給資格期間を満たしている方

合算対象期間（カラ期間）とは

いわゆる「カラ期間」とよばれるもので、老齢基礎年金を受けるための受給資格期間10年以上を満たしているかどうかを見るときは含まれますが、年金額を計算するときには含まれません。

❶ 昭和36年4月から昭和61年3月までの間で、厚生年金、共済組合の加入者の配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間。
（20歳から60歳になるまでの期間に限る。）

❷ 昭和36年4月以降、日本国籍の方が海外に居住していた期間。
（20歳から60歳になるまでの期間に限る。）

❸ 昭和36年4月から平成3年3月までの期間で、学生で国民年金に任意加入しなかった期間。
（20歳から60歳になるまでの期間に限る。）

❹ 昭和36年4月以降、厚生年金や共済組合に加入していた期間。
（20歳前及び60歳以降の期間に限る。）

❺ 昭和36年4月以降の厚生年金の脱退手当金を受けた期間（昭和61年4月以後に免除を含む保険料納付済期間を有する場合に限る。）や共済組合の退職一時金を受けた期間。

❻ 昭和36年4月から昭和61年3月までの間で、厚生年金、共済組合の加入者の配偶者で国民年金に任意加入したが保険料を納めなかった期間。
（20歳から60歳になるまでの期間に限る。）

❼ 昭和61年4月以降、日本国籍の方が海外に居住し、国民年金に任意加入したが保険料を納めなかった期間。（20歳から60歳になるまでの期間に限る。）

❽ 昭和36年4月から平成3年3月までの間で、学生で国民年金に任意加入したが保険料を納めなかった期間。
（20歳から60歳になるまでの期間に限る。） など

●詳しくは、お住まいの区の管轄の年金事務所、区・支所区民センターの国民年金担当にお問い合わせください。

老齢基礎年金の年金額

（令和6年度の額）

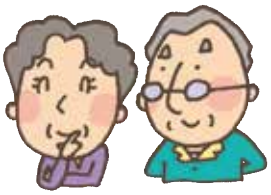

● 20歳から60歳になるまで（40年）すべて保険料を納付した場合

年金額＝ **816,000円**（月額68,000円）

※昭和31年4月1日以前に生まれた方は813,700円（月額67,808円）。

老齢基礎年金の計算式

（保険料の免除期間、未納期間があるとき）

$$816{,}000円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \text{全額免除月数} \times 1/3 + \text{全額免除月数} \times 1/2 + \text{4分の1納付月数} \times 1/2 + \text{4分の1納付月数} \times 5/8 + \text{半額納付月数} \times 2/3 + \text{半額納付月数} \times 3/4 + \text{4分の3納付月数} \times 5/6 + \text{4分の3納付月数} \times 7/8}{480月（40年）}$$

全額免除、一部納付の見方：平成21年3月以前の保険料免除期間 、 平成21年4月以後の保険料免除期間

（注）●保険料納付済月数には、第1号被保険者の保険料納付済期間、産前産後免除期間、第2号被保険者および第3号被保険者の期間も含みます。

●一部納付（4分の1納付、半額納付、4分の3納付）の承認を受けた場合は、一部納付保険料を納めないと未納扱いになり年金額には反映しません。

●学生納付特例期間、納付猶予期間は、追納がされない場合、年金額には反映しません。

●老齢基礎年金見込み額が計算できます●

日本年金機構ホームページ（https://www.nenkin.go.jp/）、年金事務所で見込み額が試算できます。

$$816{,}000円 \times \frac{\text{保険料納付済月数}\ \text{月} + \text{全額免除月数}\ \text{月}\times\frac{1}{3} + \text{全額免除月数}\ \text{月}\times\frac{1}{2} + \text{4分の1納付月数}\ \text{月}\times\frac{1}{2} + \text{4分の1納付月数}\ \text{月}\times\frac{5}{8} + \text{半額納付月数}\ \text{月}\times\frac{2}{3} + \text{半額納付月数}\ \text{月}\times\frac{3}{4} + \text{4分の3納付月数}\ \text{月}\times\frac{5}{6} + \text{4分の3納付月数}\ \text{月}\times\frac{7}{8}}{480月（40年）} = \boxed{円}$$

65歳受給開始の場合の老齢基礎年金見込額

※50銭未満は切り捨て、50銭以上1円未満は切り上げます。

全額免除、一部納付の見方：平成21年3月以前の保険料免除期間 、 平成21年4月以後の保険料免除期間

（注）・保険料納付済月数には、第1号被保険者の保険料納付済期間、産前産後免除期間、第2号被保険者および第3号被保険者の期間も含みます。
・一部納付（4分の1納付・半額納付・4分の3納付）の承認を受けた期間は、一部納付保険料を納めないと未納扱いとなります。
・学生納付特例期間、納付猶予期間は、追納されない場合、年金額には反映されません。
・付加保険料を納めていた方は、付加年金が加算されます。

老齢基礎年金の繰上げ支給・繰下げ支給

繰上げ支給とは

60歳以後65歳になるまでの間に請求して老齢基礎年金を受け取ることもできます。しかし、受けようとする年齢によって受け取る年金額が1か月あたり0.4%（昭和37年4月1日以前に生まれた方は0.5%）減額されます。

繰下げ支給とは

66歳以後75歳（昭和27年4月1日以前に生まれた方は70歳）になるまでの間に請求して老齢基礎年金を受け取ることもできます。受けようとする年齢によって年金額が1か月あたり0.7%増額されます。

いったん繰上げ・繰下げ請求すると一生同じ割合で、減額または増額された率の年金を受けることになります（付加年金も同じ割合で減額または増額されます）。

●繰上げ・繰下げ支給の支給率（繰上げ・繰下げ支給を希望するときは、1か月きざみで支給率が異なります）

※（　）内は昭和37年4月1日以前に生まれた方の支給率です。　（数字は%）

	年齢＼月	0か月	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
繰上げ支給	60歳	76.0(70)	76.4(70.5)	76.8(71)	77.2(71.5)	77.6(72)	78.0(72.5)	78.4(73)	78.8(73.5)	79.2(74)	79.6(74.5)	80.0(75)	80.4(75.5)
	61歳	80.8(76)	81.2(76.5)	81.6(77)	82.0(77.5)	82.4(78)	82.8(78.5)	83.2(79)	83.6(79.5)	84.0(80)	84.4(80.5)	84.8(81)	85.2(81.5)
	62歳	85.6(82)	86.0(82.5)	86.4(83)	86.8(83.5)	87.2(84)	87.6(84.5)	88.0(85)	88.4(85.5)	88.8(86)	89.2(86.5)	89.6(87)	90.0(87.5)
	63歳	90.4(88)	90.8(88.5)	91.2(89)	91.6(89.5)	92.0(90)	92.4(90.5)	92.8(91)	93.2(91.5)	93.6(92)	94.0(92.5)	94.4(93)	94.8(93.5)
	64歳	95.2(94)	95.6(94.5)	96.0(95)	96.4(95.5)	96.8(96)	97.2(96.5)	97.6(97)	98.0(97.5)	98.4(98)	98.8(98.5)	99.2(99)	99.6(99.5)
	65歳	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
繰下げ支給	66歳	108.4	109.1	109.8	110.5	111.2	111.9	112.6	113.3	114.0	114.7	115.4	116.1
	67歳	116.8	117.5	118.2	118.9	119.6	120.3	121.0	121.7	122.4	123.1	123.8	124.5
	68歳	125.2	125.9	126.6	127.3	128.0	128.7	129.4	130.1	130.8	131.5	132.2	132.9
	69歳	133.6	134.3	135.0	135.7	136.4	137.1	137.8	138.5	139.2	139.9	140.6	141.3
	70歳	142.0	142.7	143.4	144.1	144.8	145.5	146.2	146.9	147.6	148.3	149.0	149.7
	71歳	150.4	151.1	151.8	152.5	153.2	153.9	154.6	155.3	156.0	156.7	157.4	158.1
	72歳	158.8	159.5	160.2	160.9	161.6	162.3	163.0	163.7	164.4	165.1	165.8	166.5
	73歳	167.2	167.9	168.6	169.3	170.0	170.7	171.4	172.1	172.8	173.5	174.2	174.9
	74歳	175.6	176.3	177.0	177.7	178.4	179.1	179.8	180.5	181.2	181.9	182.6	183.3
	75歳	184.0 （75歳以降184%は変わりません）											

繰上げ支給を希望される方へ

年金額が減額されるほか、次のようなことにご注意ください。

①昭和16年４月２日以降生まれの方は、特別支給の老齢厚生年金の一部が65歳になるまで支給停止となります。

②遺族厚生年金を受けている方が老齢基礎年金を繰上げ請求した場合、65歳になるまではどちらか一方の年金しか受けられません。また、繰上げ請求した後に、遺族厚生年金を受けられるようになったときも同様です（65歳からは両方受けられます）。

③繰上げ請求すると、障害基礎年金を請求することはできなくなります。

④寡婦年金は受けられなくなります（21ページ参照）。

⑤国民年金の任意加入はできなくなります。

⑥一度繰上げ請求すると変更・取り消しすることはできません。

※ 詳しくは年金事務所、区・支所区民センターの国民年金担当へお問い合わせください。

ご存知ですか　年金を増やしたい方には　国民年金基金

自営業などの方々がゆとりある老後を過ごすことができるように、国民年金に上乗せした年金をお支払いする制度が国民年金基金です。

これにより、国民年金も厚生年金などのように2階建てになり、より豊かな老後の生活設計が可能になりました。

※国民年金基金の加入は任意ですが、加入後は任意に脱退または途中解約することはできません。

※国民年金基金は国民年金の付加年金を代行しているため、基金に加入後は付加保険料（月額400円）は納めることができません。

●お問い合わせは　全国国民年金基金　フリーダイヤル 0120－65（ローコ）－4192（ヨイクニ）

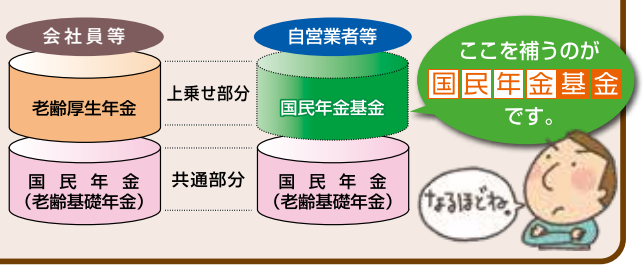

60歳台前半の老齢厚生年金の支給開始年齢

60歳台前半の厚生年金に関するお問い合わせは、お住まいの区の管轄の年金事務所へ

INFORMATION

60歳台前半の老齢厚生年金

60歳台前半の老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金）は、厚生年金の加入期間が1年以上あり、老齢基礎年金の受給資格期間10年以上を満たしている方が65歳になるまで受けられます。

特別支給の老齢厚生年金の定額部分および報酬比例部分の支給開始年齢は男性・女性とも生年月日に応じて段階的に引き上げられます。

ただし、雇用保険受給中は全額が支給停止となります。

国民年金に加入する方	2ページ
国民年金保険料の額と納め方	4ページ
国民年金保険料の納付が困難なときは	6ページ
●保険料免除制度	6ページ
●納付猶予制度	8ページ
●学生納付特例制度	10ページ
在外邦人と在日外国人	13ページ
老齢基礎年金	14ページ
60歳台前半の老齢厚生年金の支給開始年齢	17ページ
障害基礎年金	18ページ
●特別障害給付金	19ページ
遺族基礎年金	20ページ
第１号被保険者の独自の給付	21ページ
第３号被保険者と届出	22ページ
年金の相談先と年金の請求先	23ページ
国民年金の届出	24ページ

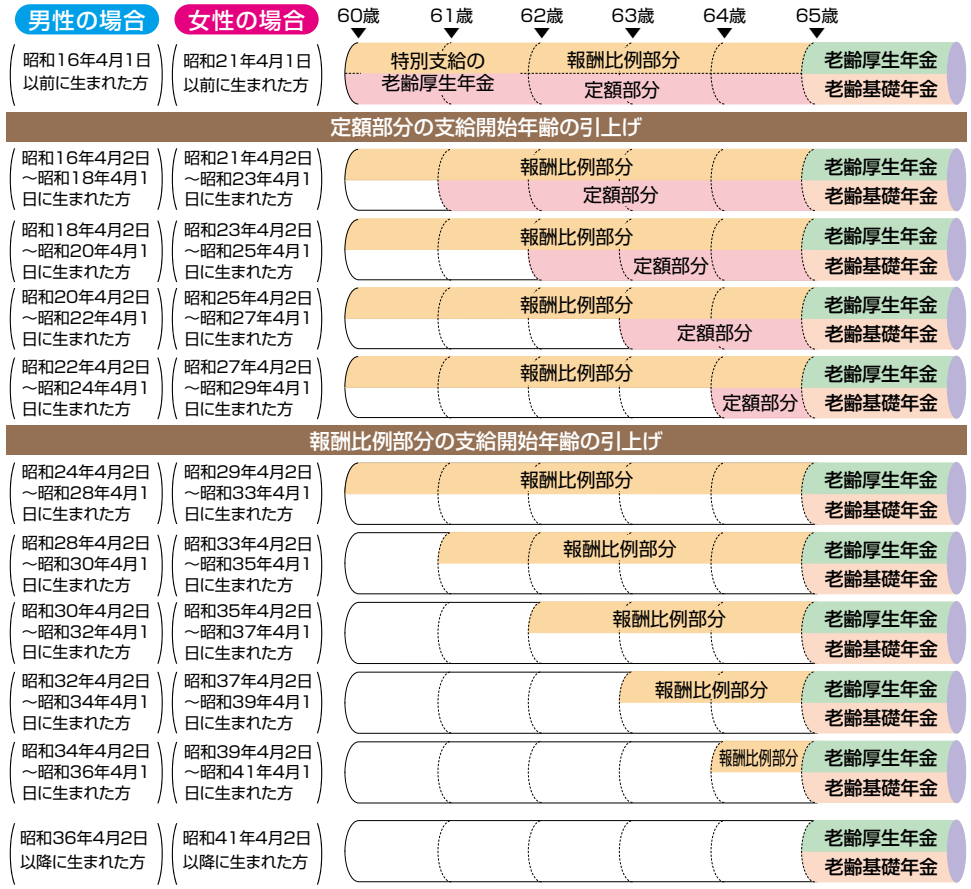

※昭和28年（女性は昭和33年）4月2日生まれから昭和36年（女性は昭和41年）4月1日生まれの方は、特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢に到達する前に繰上げ支給を請求した場合は、老齢基礎年金の繰上げ支給も同時に請求しなければなりません。

要チェック

過去に加入していた厚生年金、大切に活かしていますか

過去の厚生年金加入期間と、国民年金を納めた期間と免除期間等をあわせて「10年」以上あれば老齢基礎年金が受けられます。もし、現在、国民年金を納めていないと過去の厚生年金が掛け捨てになることがあります。

年金の記録は、早めに確認して、きちんと納めていくことが大切です。詳しくは、年金事務所におたずねください。

こんなときこんな年金が…
病気やケガで障害者になったとき

障害基礎年金

INFORMATION

国民年金加入中の方が、病気や事故などによって障害が残った場合に、受給資格があれば障害の程度に応じて障害基礎年金が支給されます。

国民年金に加入する方	2ページ
国民年金保険料の額と納め方	4ページ
国民年金保険料の納付が困難なときは	6ページ
●保険料免除制度	6ページ
●納付猶予制度	8ページ
●学生納付特例制度	10ページ
在外邦人と在日外国人	13ページ
老齢基礎年金	14ページ
60歳台前半の老齢厚生年金の支給開始年齢	17ページ
障害基礎年金	18ページ
●特別障害給付金	19ページ
遺族基礎年金	20ページ
第１号被保険者の独自の給付	21ページ
第３号被保険者と届出	22ページ
年金の相談先と年金の請求先	23ページ
国民年金の届出	24ページ

支給を受けるためには

1 障害の原因となった病気、けがで初めて医師の診療を受けた日（「初診日」といいます）に①国民年金の被保険者であること②国民年金の被保険者であった方で、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満であること。

2 初診日から１年６か月を経過した日（その期間内に症状が固定した場合はその日。ともに障害認定日といいます）の障害の程度が国民年金法で定める１級または２級であること。

3 初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間、納付猶予期間、学生納付特例期間を合算した期間が３分の２以上あること。
※令和８年３月31日までに初診日がある場合は、特例として初診日の属する月の前々月までの１年間に保険料の滞納期間がなければ受けられます。

※20歳前の病気やけがによる障害者は20歳から受けられます。なお、この場合、本人の所得制限があります。

障害基礎年金の年金額

●1級障害者……1,020,000円
※昭和31年4月1日以前に生まれた方は1,017,125円。

●2級障害者…… 816,000円
※昭和31年4月1日以前に生まれた方は813,700円。

（令和6年度の額）

障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子（1・2級の障害の状態にある場合は20歳未満）があるときには、下表の額が加算されます。

子の数	加算の額	加算後の年金額	
		1級障害者	2級障害者
1人	234,800円	1,254,800円(1,251,925円)	1,050,800円(1,048,500円)
2人	469,600円	1,489,600円(1,486,725円)	1,285,600円(1,283,300円)
3人	547,900円	1,567,900円(1,565,025円)	1,363,900円(1,361,600円)

※3人目以降は１人につき78,300円が加算されます。
※(　)内は昭和31年4月1日以前に生まれた方の年金額です。

「知らなかった！」では大変なことに

22歳。厚生年金加入中のＡ子さんの場合

現在22歳で大学時代の2年間、国民年金保険料を未納、また学生納付特例も申請せず、会社（厚生年金）就職半年後に交通事故で大けが、障害が残った場合。

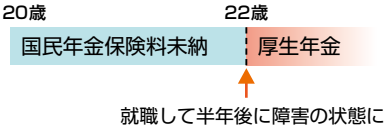

このような場合、障害基礎（厚生）年金を受給できません

では、どうしたら年金を受けられたのでしょうか

20歳から22歳の間に学生納付特例を受けているか、保険料を納めていれば年金が受けられました。(10・11ページ参照)

具体的には

保険料の納付要件がポイントになります

①初診日がある月の前々月までの国民年金に加入すべき期間のうち、保険料を納めた期間（保険料免除期間、納付猶予期間、学生納付特例期間を含む）が３分の２以上（３分の１以上が未納の場合は支給されません）あることが必要です。
②初診日が令和8年3月31日までにあるときは、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料未納期間がなければ支給されます。

厚生年金や共済組合期間のある方

障害基礎年金を受給しながら、働いて厚生年金保険料を納めた場合は、65歳以降、障害基礎年金と老齢厚生年金を一緒に受けることができます。
また、障害基礎年金を受給している妻で、厚生年金に加入している夫が亡くなったときは、障害基礎年金と遺族厚生年金を一緒に受けることができます。
●詳しくは年金事務所へお問い合わせください。

障害の程度とその状態（障害等級表）

※これは目安です。

1 級

1	次に掲げる視覚障害 イ　両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ　一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ／2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ニ　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4	両上肢のすべての指を欠くもの
5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
7	両下肢を足関節以上で欠くもの
8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

●備考　視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

注 身体障害者手帳の等級とは基準が違います。
例えば身体障害者手帳が3級でも国民年金では2級と認定され、年金がもらえる場合があります。

2 級

1	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ／2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
3	平衡機能に著しい障害を有するもの
4	そしゃくの機能を欠くもの
5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
8	1上肢の機能に著しい障害を有するもの
9	1上肢のすべての指を欠くもの
10	1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
11	両下肢のすべての指を欠くもの
12	1下肢の機能に著しい障害を有するもの
13	1下肢を足関節以上で欠くもの
14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

ご存知ですか

国民年金に任意加入していなかったために、障害基礎年金を受けられなかった方へ

特別障害給付金制度

請求手続きは、お住まいの区の区・支所区民センターです。

対象となる方

❶ 平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象であった学生（注）

❷ 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった、厚生年金等に加入していた方の配偶者

であって、国民年金に任意加入していなかった期間中に生じた傷病が原因で、現在、障害基礎年金の1・2級の状態にある方です。

ただし、65歳に達する日の前日までにその障害の状態に該当された方に限ります。請求についても、65歳に達する日の前日までに行う必要があります。

（注）夜間部、定時制、通信制を除きます。

支給額

（令和6年度の額）

障害基礎年金の
1級に該当する方…月額55,350円
2級に該当する方…月額44,280円

※ご本人が他の年金を受給している場合やご本人の所得によっては、支給が調整（または停止）されることもあります。

請求に必要な書類

❶ 特別障害給付金請求書※
❷ 基礎年金番号がわかるもの（年金手帳、基礎年金番号通知書等）またはマイナンバーカード（通知カード）＊
＊令和2年5月25日より、通知カードは廃止されました。すでに交付されている通知カードは氏名・住所等の記載事項に変更がない場合のみ利用できます。なお、通知カードの場合は、本人確認ができるもの（運転免許証、パスポートなど）が必要です。
❸ 障害の原因となった傷病にかかる診断書等※
❹ 病歴・就労状況等申立書※
❺ 特別障害給付金所得状況届※
❻ 公的年金制度等から年金等を受給している場合、その受給額を明らかにする書類など

❶から❻までをご用意いただくほか

学生であった方は	厚生年金等に加入していた方の配偶者であった方
❼ 住民票または戸籍の抄本 ❽ 在学証明書 など	❼ 戸籍の謄本または抄本 など

◎※印の用紙は、区・支所区民センター、年金事務所に備え付けてあります。
その他、状況に応じて上記以外の書類が必要となる場合があります。

ご注意ください！
●請求に必要な書類等の用意に時間がかかる場合は、先に用意できているもので請求していただき、後日、不足している必要書類等を提出していただくことが可能です。まずは、請求を行ってください。
●給付金は、請求月の翌月分から支給されます。なお、過去の状況等を確認いたしますので、実際の支払いまでは数か月かかることもあります。あらかじめご了承願います。
●給付金の支給を受けた方は、申請により国民年金保険料の免除を受けることができます。

詳しくは、お住まいの区の区・支所区民センター、年金事務所へお問い合わせください。

こんなときこんな年金が…

もしも、家の働き手に先立たれたら

遺族基礎年金

INFORMATION

国民年金加入中や加入していた方で保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した期間が25年以上ある方が死亡したとき、その方によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子のある夫」、「子」に、子が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（国民年金の障害等級表1級・2級の障害のある子の場合は20歳になるまで）支給されます。

国民年金に加入する方	2ページ
国民年金保険料の額と納め方	4ページ
国民年金保険料の納付が困難なときは	6ページ
●保険料免除制度	6ページ
●納付猶予制度	8ページ
●学生納付特例制度	10ページ
在外邦人と在日外国人	13ページ
老齢基礎年金	14ページ
60歳台前半の老齢厚生年金の支給開始年齢	17ページ
障害基礎年金	18ページ
●特別障害給付金	19ページ
遺族基礎年金	20ページ
第１号被保険者の独自の給付	21ページ
第３号被保険者と届出	22ページ
年金の相談先と年金の請求先	23ページ
国民年金の届出	24ページ

支給を受けるためには

次の❶～❹のいずれかに該当する方が死亡したときに、子のある妻または子のある夫、子に支給されます。

❶ 国民年金の被保険者であること。

❷ 国民年金の被保険者であった方で、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満であること。

❸ 老齢基礎年金の受給権者（保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合計した期間が25年以上ある方に限る）であること。

❹ 保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合計した期間が25年以上あること。

ただし、❶、❷の場合、被保険者期間のうち保険料納付済期間（免除期間、納付猶予期間、学生納付特例期間も含む）を合計した期間が、納付しなければいけない期間の３分の２以上必要です。

※令和８年３月31日までに死亡した場合は、死亡日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料未納期間がなければ受けられます。

遺族基礎年金の年金額

816,000円（令和6年度の額）

※昭和31年4月1日以前に生まれた方は813,700円。

※子のある妻または子のある夫が受ける場合は、子の加算額がプラスされます。

●子のある妻、子のある夫に支給される年金額

子の数	年金額
1人のとき	1,050,800円（1,048,500円）
2人のとき	1,285,600円（1,283,300円）
3人以上	2人のときの額に1人につき78,300円を加算

※（　）内は昭和31年4月1日以前に生まれた方の年金額です。

●子のみの場合に支給される年金額

子の数	年金額
1人のとき	816,000円
2人のとき	1,050,800円
3人以上	2人のときの額に1人につき78,300円を加算

「知らなかった！」では大変なことに

25歳。妻と子がいる厚生年金加入のＢさんの場合

20歳より4年間、国民年金保険料を未納。24歳で就職（厚生年金）、25歳で転職（厚生年金）。離職から転職までの1か月は国民年金未加入。転職して半年後に死亡した場合。

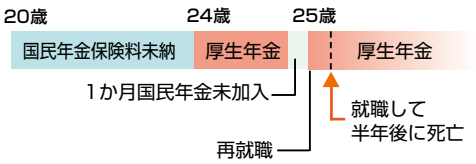

このような場合、遺族基礎（厚生）年金を受給できません

では、どうしたら年金を受けられたのでしょうか

20歳から24歳の間に保険料を納めているか保険料免除または納付猶予を受けていれば年金が受けられました。（6～9ページ参照）

具体的には

保険料の納付要件がポイントになります

①死亡日がある月の前々月までの国民年金に加入すべき期間のうち、保険料を納めた期間（保険料免除期間、納付猶予期間、学生納付特例期間を含む）が３分の２以上（３分の１以上が未納の場合には支給されません）あることが必要です。

②死亡日が令和８年３月31日までにあるときは、死亡日の属する月の前々月までの直近の１年間に保険料未納期間がなければ支給されます。

第１号被保険者（自営業者など）の独自の給付

INFORMATION

国民年金の第１号被保険者の方には、独自の給付として付加年金、寡婦年金、死亡一時金、脱退一時金があります。

国民年金に加入する方	2ページ
国民年金保険料の額と納め方	4ページ
国民年金保険料の納付が困難なときは	6ページ
●保険料免除制度	6ページ
●納付猶予制度	8ページ
●学生納付特例制度	10ページ
在外邦人と在日外国人	13ページ
老齢基礎年金	14ページ
60歳台前半の老齢厚生年金の支給開始年齢	17ページ
障害基礎年金	18ページ
●特別障害給付金	19ページ
遺族基礎年金	20ページ
第１号被保険者の独自の給付	21ページ
第３号被保険者と届出	22ページ
年金の相談先と年金の請求先	23ページ
国民年金の届出	24ページ

寡婦年金

第１号被保険者・任意加入被保険者として、保険料を納付した月数（保険料免除期間も含む）が10年以上ある夫が、65歳前に老齢基礎年金や障害基礎年金などを受けずに死亡したとき、10年以上の婚姻関係にある妻に60歳から65歳になるまで寡婦年金が支給されます。

年金額

夫の受けることができた老齢基礎年金の４分の３の額（付加年金は除く）

死亡一時金

第１号被保険者（任意加入被保険者を含む）として、国民年金保険料を36月以上（一部納付の場合には月数が変わります）納めている方が老齢基礎年金や障害基礎年金などを受けずに亡くなったとき、生計を同一にしていた遺族が受けられる一時金です。（妻や夫、子が遺族基礎年金を受けることができるときは、死亡一時金は支給されません）。

●寡婦年金と死亡一時金はいずれかを選択することになります。

保険料納付済期間	一時金の額
36月以上180月未満	120,000円
180月以上240月未満	145,000円
240月以上300月未満	170,000円
300月以上360月未満	220,000円
360月以上420月未満	270,000円
420月以上	320,000円

※付加保険料納付済期間36月以上のときは、8,500円が加算されます。
（注）死亡一時金を受ける権利は2年を過ぎると時効となりますのでご注意ください。

付加年金

定額の保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、（200円×付加保険料納付月数）で計算された額が老齢基礎年金に加算されます。

（5ページ参照）

ご存知ですか　外国人の加入と脱退一時金

第１号被保険者として保険料を納付した月数と保険料免除期間が6月以上ある外国人が老齢基礎年金の受給資格期間を満たさずに国外に転出したとき、国内に住所を有しなくなった日から2年以内に請求した場合に支給されます。

※転出届を区役所に提出すれば、住民票転出（予定）日以降に日本国内での請求ができます。

※厚生年金の加入期間が6か月以上ある場合は、平均標準報酬月額に、加入期間に応じた支給率を乗じた額となります。

●手続きは日本年金機構へ郵送で行います。

●国民年金の場合（令和6年度の額）

被保険者期間	支給額
6月以上12月未満	50,940円
12月以上18月未満	101,880円
18月以上24月未満	152,820円
24月以上30月未満	203,760円
30月以上36月未満	254,700円
36月以上42月未満	305,640円
42月以上48月未満	356,580円
48月以上54月未満	407,520円
54月以上60月未満	458,460円
60月以上	509,400円

第３号被保険者と届出

INFORMATION

第３号被保険者とは

厚生年金保険に加入している方に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者です。

国民年金に加入する方	2ページ
国民年金保険料の額と納め方	4ページ
国民年金保険料の納付が困難なときは	6ページ
●保険料免除制度	6ページ
●納付猶予制度	8ページ
●学生納付特例制度	10ページ
在外邦人と在日外国人	13ページ
老齢基礎年金	14ページ
60歳台前半の老齢厚生年金の支給開始年齢	17ページ
障害基礎年金	18ページ
●特別障害給付金	19ページ
遺族基礎年金	20ページ
第１号被保険者の独自の給付	21ページ
第３号被保険者と届出	22ページ
年金の相談先と年金の請求先	23ページ
国民年金の届出	24ページ

第３号被保険者の手続きは、お済みですか

届出先は配偶者の勤務先です

第３号被保険者は、厚生年金保険に加入している配偶者に扶養されていても、配偶者の勤務先に届出がされませんと該当しません。

国民年金保険料の納付は不要です

保険料は、配偶者の加入する厚生年金保険が制度全体として負担するしくみですから、ご本人が保険料を納付する必要はありません。

こんなときには届出を忘れずに

配偶者が退職（失業）したとき
あなたが60歳未満のとき
届出先 区・支所区民センターの国民年金担当

配偶者が就労中だが65歳に達したとき
あなたが60歳未満のとき
届出先 区・支所区民センターの国民年金担当

あなたが会社を退職したとき
配偶者の扶養になったとき
届出先 配偶者の勤務先

配偶者に扶養されるようになったとき
あなたが会社員・公務員などと結婚して配偶者の扶養になったとき
届出先 配偶者の勤務先

あなたの収入が増えたとき
あなたの収入が増えたり、離婚して配偶者の扶養からぬけたとき
届出先 区・支所区民センターの国民年金担当

配偶者が会社を変わったとき
厚生年金 ⟷ 厚生年金
届出先 配偶者の新しい勤務先

あなたが会社に勤めたとき
厚生年金保険のある会社や役所などに勤務するようになったとき
届出先 勤務先

※第１号被保険者への種別変更の手続きは、マイナポータルから電子申請ができます。

届出もれが発生しやすいケース

ケース1 配偶者が転職などの際に、数日間、厚生年金等の空白期間が発生した

❶ 配偶者が会社を退職して再就職するまでに間がある場合は、配偶者・本人とも区・支所区民センターの国民年金担当で手続きが必要です。

❷ 配偶者が就職した場合は、配偶者の勤務先に第３号被保険者の手続きが必要です。

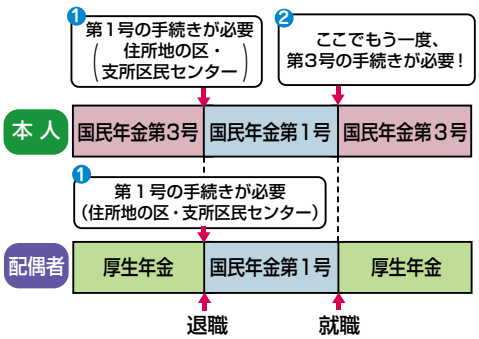

ケース2 本人が短期間のパート等で厚生年金保険に加入した

本人が短期間でも厚生年金保険に加入またはパートで厚生年金保険に加入し、退職して配偶者に扶養されるようになったら、配偶者の勤務先に第３号被保険者の手続きが必要です。

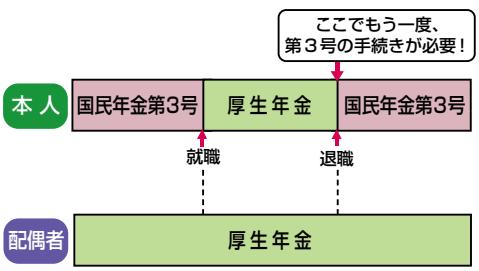

年金の相談先と年金の請求先

年金相談の際には、❶年金制度について ❷年金額について ❸届出や手続きについての相談などを明確にしておくことが大切です。

年金の請求先は、加入していた年度制度によって異なりますので必ず確認してください。

年金の相談先

加入していた年度制度によって相談先が異なります。

●相談に持参するもの（いずれか）

❶基礎年金番号がわかるもの(年金手帳、基礎年金番号通知書等)またはマイナンバーカード(通知カード)※

※令和2年5月25日より、通知カードは廃止されました。すでに交付されている通知カードは氏名・住所等の記載事項に変更がない場合のみ利用できます。なお、通知カードの場合は、本人確認ができるもの(運転免許証、パスポートなど)が必要です。

❷年金証書　❸支払通知書　など

加入していた年金制度	相　談　先
国民年金の第１号被保険者期間のみの方	お住まいの区・支所区民センターの国民年金担当
国民年金の第３号被保険者期間のある方	お住まいの区の管轄の年金事務所
国民年金と厚生年金保険に加入していた方	
厚生年金保険に加入していた方	
共済組合に加入していた方	各共済組合※

※年金事務所でも相談ができます。

年金の請求先

年金は請求の手続きをしなければ受けられません。

すべての年金は、受けられる資格があっても、本人の請求がなければ支給されませんので、忘れずに区・支所区民センターの国民年金担当や年金事務所などに請求しましょう。

請求先は、加入していた年金制度によって異なります。

また、年金を請求する際に必要な書類は、それぞれの制度によって異なりますので、請求先に電話等でご確認のうえ、手続きをしてください。

老齢給付の請求先

2つ以上の制度に加入したことのある方は、あらかじめ年金事務所にお問い合わせください。

加入していた年金制度	請求する年金	請　求　先
国民年金（第１号被保険者期間のみ）	老齢基礎年金	区・支所区民センター
国民年金（第３号被保険者期間がある）	老齢基礎年金	年金事務所
厚生年金保険に加入していた方	老齢厚生年金	年金事務所
共済組合に加入していた方	老齢厚生年金	各共済組合※

障害給付の請求先

病気やケガで医師にかかった日（初診日といいます）から原則１年６か月経った時点で障害が残ったときは、障害基礎年金などを請求できます。

初診日において加入していた年金制度	請求する年金	請　求　先
国民年金（第１号被保険者）	障害基礎年金	区・支所区民センター
国民年金（第３号被保険者）	障害基礎年金	年金事務所
厚生年金保険	障害厚生年金 障害基礎年金	年金事務所
共済組合	障害厚生年金 障害基礎年金	各共済組合

遺族給付の請求先

年金に加入していた方が死亡したときは、その方の遺族（配偶者や子など）が遺族基礎年金などを請求できます。

加入していた年金制度	請求する年金	請　求　先
国民年金（第１号被保険者）	遺族基礎年金	区・支所区民センター
国民年金（第３号被保険者）	遺族基礎年金	年金事務所
厚生年金保険	遺族厚生年金 遺族基礎年金	年金事務所
共済組合	遺族厚生年金 遺族基礎年金	各共済組合※

※年金事務所でも請求手続きができます。

年金生活者支援給付金制度

公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の方に対して、年金に上乗せして支給されます。

老齢(補足的老齢)年金生活者支援給付金

次の❶～❸の要件をすべて満たしている方が対象となります。

❶65歳以上で老齢基礎年金の受給者であること。

❷世帯全員が住民税非課税であること。

❸前年の公的年金等の収入額とその他の所得額の合計が878,900円※以下であること。

給付額　月額5,310円※×保険料納付済期間(月数)／480月

保険料免除期間を有する方については、保険料免除期間に基づく給付額を合算した額が支給されます。

※毎年度物価変動に応じて改定されます。

障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金

次の❶、❷の要件をすべて満たしている方が対象となります。

❶障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること。

❷前年の所得額が4,721,000円※以下であること。

※扶養親族等の人数に応じて増額します。

給付額(月額)

- ●障害基礎年金2級の方：5,310円※
- ●障害基礎年金1級の方：6,638円※
- ●遺族基礎年金受給者：5,310円※

※毎年度物価変動に応じて改定されます。

こんなときは 届出を

届出の内容により、届出先が異なりますのでご注意ください。
手続きの際は、年金手帳（基礎年金番号通知書）またはマイナンバーカード（通知カード）の他にも添付書類が必要な場合がありますので、必ず届出先にご確認ください。

手続きに必要なもの

- 基礎年金番号がわかるもの（年金手帳、基礎年金番号通知書等）またはマイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード、通知カード※、住民票の写し等）
  ※令和2年5月25日より、通知カードは廃止されました。すでに交付済みの通知カードは氏名・住所等の記載事項に変更がない場合のみ利用できます。
- 本人確認ができるもの（運転免許証、パスポート等）※　※マイナンバーカード持参の場合は不要。

★印はマイナポータルから電子申請ができます。

	こんなとき	種別	届出先	追加で持参するもの
第1号被保険者	20歳になったとき（原則不要）※1（厚生年金保険加入者を除く）★	第1号	区・支所区民センター	資格取得届
	会社や役所などに就職し厚生年金保険に加入したとき	第1号→第2号	勤務する事業所	勤務先にお問い合わせください
	配偶者に扶養されるようになったとき（配偶者が第２号被保険者の場合）	第1号→第3号	配偶者の勤務する事業所	配偶者の勤務先にお問い合わせください
	氏名・住所が変わったとき	第1号	区・支所区民センター	60歳以上の方の任意加入は、2ページ参照
	任意加入するとき	任意加入被保険者	区・支所区民センター	
	海外に転出する方が引き続き国民年金に加入するとき	任意加入被保険者	・これから海外に転出する…区・支所区民センター ・現在海外に住んでいる…年金事務所※2	
	出産する・したとき★	第1号	区・支所区民センター 年金事務所	母子健康手帳、出産予定日のわかるものなど
	学生で保険料を納めるのが困難なとき★	第1号	区・支所区民センター 年金事務所	学生証（コピーの場合は両面）または在学証明書
	50歳未満で保険料を納めるのが困難なとき★	第1号	区・支所区民センター 年金事務所	所得を証明できる書類（他の市区町村からの転入者）、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証等（6・8ページ参照）
	所得が少なく保険料を納めるのが困難なとき★	第1号	区・支所区民センター 年金事務所	
	保険料を口座振替で納めたいとき★	第1号	年金事務所・金融機関	納付書、預金通帳またはキャッシュカード、通帳届出印（本人申出の際も必要）
	納付書を紛失したとき	第1号	年金事務所	年金事務所にお問い合わせください
	保険料を納めすぎたとき	第1号	年金事務所	
	年金手帳をなくしたとき 基礎年金番号通知書をなくしたとき	第1号	区・支所区民センター 年金事務所	――
第2号被保険者	会社や役所などを退職したとき★	第2号→第1号	区・支所区民センター	資格喪失証明書または離職証明書等
	会社を退職し配偶者の扶養になるとき（配偶者が第２号被保険者の場合）	第2号→第3号	配偶者の勤務する事業所	配偶者の勤務先にお問い合わせください
	年金手帳をなくしたとき 基礎年金番号通知書をなくしたとき	第2号	勤務する事業所	勤務先にお問い合わせください。
第3号被保険者	20歳になったとき	第3号	配偶者の勤務する事業所	配偶者の勤務先にお問い合わせください
	会社や役所などに就職し厚生年金保険に加入したとき	第3号→第2号	勤務する事業所	勤務先にお問い合わせください
	配偶者が会社を変わったとき	第3号→第3号	配偶者が新しく勤務する事業所	配偶者の勤務先にお問い合わせください
	配偶者が会社や役所などを退職したとき★	第3号→第1号	区・支所区民センター	資格喪失証明書または離職証明書等
	第３号被保険者が配偶者の扶養からはずれたとき（離婚・収入増のとき）★	第3号→第1号	区・支所区民センター	扶養喪失証明書
	住所・氏名が変わったとき	第3号	配偶者の勤務する事業所	配偶者の勤務先にお問い合わせください
	年金手帳、基礎年金番号通知書をなくしたとき	第3号	年金事務所	――

※1 20歳の誕生月の前々月以降に、海外から転入された方等は必要です。　※2 日本国内の最終住所地を管轄する年金事務所。

お問い合わせ先（※大師・田島支所管内にお住まいの方は、令和７年１月以降お問い合わせ先が川崎区役所になります。）

区役所保険年金課・支所区民センター	川崎区役所 ☎044−201−3155	田島支所 ☎044−322−1988	中原区役所 ☎044−744−3206	宮前区役所 ☎044−856−3154	麻生区役所 ☎044−965−5153
	大師支所 ☎044−271−0158	幸区役所 ☎044−556−6621	高津区役所 ☎044−861−3176	多摩区役所 ☎044−935−3165	
年金事務所	川崎年金事務所 ☎044−233−0181		高津年金事務所 ☎044−888−0111		

©コンヴィヴ　禁無断転載・不許複製
このパンフレットの内容は令和６年５月１日現在のものです。今後、法改正などにより変更になる場合があります。
環境に配慮し植物油インキを使用して印刷しています